

奈良県いじめ防止基本方針の改定について（概要）

1. 奈良県いじめ防止基本方針の位置付け

「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、奈良県の実情に応じたいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるもの。

2. 改定時期・対象期間

- 策定時期：令和7年3月
 - 対象期間：令和7年度～令和9年度（3年間）
- ※国の動向や県の実情に合わせて、概ね3年で必要な見直し等を行うこととしている。

3. 改定方法

基本方針の改定にあたり、令和6年8月及び10月に「奈良県いじめ対策連絡協議会※」において、専門家や関係機関・団体から意見を聴取。

※ 教育・法律・医療・福祉の学識経験者や学校関係者等により組織し、県・市町村・学校における、いじめ防止対策等について意見交換・連絡調整等を実施。

5. 改定スケジュール

- 令和6年11月～12月 基本方針案の概要を議会（少子化対策特別委員会及び文教くらし委員会）へ報告
- 12月～令和7年1月 パブリックコメント 県民から意見聴取
- 令和7年3月 基本方針案を議会（少子化対策特別委員会及び文教くらし委員会）へ報告

4. 基本方針案の概要

基本方針案には、前回改定の令和3年3月以降のいじめ防止に関わる国の動向など、以下の4点を反映。

- ①生徒指導提要【令和4年12月 文部科学省 改定】
- ②いじめ重大事態の調査に関するガイドライン【令和6年8月 文部科学省 改定】
- ③令和6年8月に県が公表したいじめ重大事態の再調査報告書における再発防止に向けた提言【令和6年4月 奈良県いじめ問題再調査委員会 作成】
- ④令和4年度～5年度にかけて「奈良県いじめ対策連絡協議会」において、専門家等から聴取した、いじめ防止対策に関する意見

主な改定内容

<はじめに>

- 生徒指導提要が改定され、いじめ事案が発生した後に、いじめを行った疑いのある生徒を指導する（困難課題対応的生徒指導）考え方から、いじめ事案発生前から、全ての児童生徒を対象とする、いじめ未然防止に重点をおいた指導（発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導）への転換が求められる旨を追記

<学校が実施する取組>

- いじめを受けた児童生徒が登校できない場合は、学習機会の保障をはじめ学校復帰のための支援を検討することを追記
- いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接触することを恐れる場合は物理的な接点を絶つような配慮や対策を講じることを追記

<重大事態への対処>

- 重大事態への早期対応により、いじめ被害の深刻化を防止するため、不登校による重大事態は年間30日の欠席が目安であるが、欠席期間が30日に到達する前からでも、その要因がいじめと考えられるような場合は、重大事態として対応する旨を追記